

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

2016年3月16日

科技部等、《ハイテク企業認定管理弁法》を改訂 中小企業のハイテク企業認定条件を緩和

科学技術部・財政部・国家税務総局は2016年1月29日付で、《ハイテク企業認定管理弁法》改訂及び印刷・公布に関する通知》（国科発火[2016]32号、以下「本弁法」）を公布し、2008年に公布された《ハイテク企業認定管理弁法》の改訂（旧弁法である国科発火[2008]172号は廃止）を行いました。本弁法は2016年1月1日より実施されています。

本弁法は、企業所得税の優遇税率を適用可能なハイテク企業の認定条件を定めたものであり、今回の改訂では各認定条件や認定申請手続き、期中・事後管理の見直しを行いました。

1. ハイテク企業の定義及び税制優遇

中国ではハイテク企業（中国語：高技術企業）に対して、通常25%の企業所得税を15%とする税制優遇を実施しています。

- 《中華人民共和国企業所得税法》第28条第2項
国家が重点的に支援する必要があるハイテク企業については、15%の税率で企業所得税を徴収する

本弁法では、企業所得税実施条例中にあるハイテク企業の認定条件を具体的に示しており、今回の改訂で各条件の見直しを行っています。

- 《中華人民共和国企業所得税法实施条例》第93条
企業所得税法第28条第2項でいう国家が重点的に支援する必要があるハイテク企業とは、中核となる自主知的財産権を保有し、同時に以下の条件に合致する企業を指す
 - ① 製品（サービス）が《国家が重点支援するハイテク分野》規定の範囲に属する
 - ② 研究開発費用の販売収入に占める比率が規定の比率を下回らない
 - ③ ハイテク製品（サービス）の企業総収入に占める比率が規定の比率を下回らない
 - ④ 科学技術人員の企業の従業員総数に占める比率が規定の比率を下回らない
 - ⑤ ハイテク企業認定管理弁法が規定するその他条件
- 本弁法第2条
《国家が重点支援するハイテク分野》内において、研究開発及び技術成果の転化を継続的に行い、企業の中核となる自主知的財産権を形成し、また、これらを基礎とする経営活動を展開する、中国国内（香港・マカオ・台湾地区を含まない）で登録する居住者企業

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

また、国家が重点支援するハイテク技術分野として以下の8分野が挙げられており、今回の改訂では科学技術の発展状況に基づき、各分野における個別項目の調整を行っています。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 電子情報技術 | ⑤ ハイテクサービス |
| ② バイオ及び新医薬 | ⑥ 新エネルギー及び省エネ |
| ③ 航空・宇宙 | ⑦ 資源及び環境 |
| ④ 新素材 | ⑧ 先進製造及び自動化 |

<今回追加された項目の例>

日本語	中国語
モノのインターネット（IoT）用ソフトウェア	物联网应用软件
クラウドコンピューティング及びモバイルネットワークソフトウェア	云计算与移动互联网软件
Web サービス及び統合型ソフトウェア	Web 服务及集成软件
グラフェンの調合及び応用技術	石墨烯制备及应用技术
検定測定認証及び基準サービス	检验检测认证与标准服务
電子商取引及び現代物流技術	电子商务与现代物流技术
都市管理及び社会サービス	城市管理与社会服务
現代体育サービスのサポート技術	现代体育服务支撑技术
文化創意産業のサポート技術	文化创意产业支撑技术
重大な自然災害のモニタリング	重大自然灾害监测
事前警戒及び応急処置重要技術	预警和应急处置关键技术
省エネ及び新エネルギー自動車技術	节能与新能源汽车技术

2. 新旧弁法における主なハイテク企業認定条件の比較

項目	旧弁法 国科発火[2008]172号	本弁法 国科発火[2016]32号
知的財産権	知的財産権取得に対する期間制限を取消	
	直近3年以内に自主研究開発・譲受・受贈・合併買収等の方式を通じて、或いは5年以上の独占許可方式を通じて、その主要製品（サービス）の中核となる技術に対して自主知的財産権を得ている	自主研究開発・譲受・受贈・合併買収等の方式を通じて、その主要製品（サービス）に対して技術上中核となる支援機能を発揮する知的財産権の所有権を得ている
製品（サービス）範囲	重点支援分野の対象を明確化	
	製品（サービス）が「国家が重点支援するハイテク分野」が規定する範囲に属する	主要製品（サービス）に対して中核となる支援機能を発揮する技術が「国家が重点支援するハイテク分野」が規定する範囲に属する

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

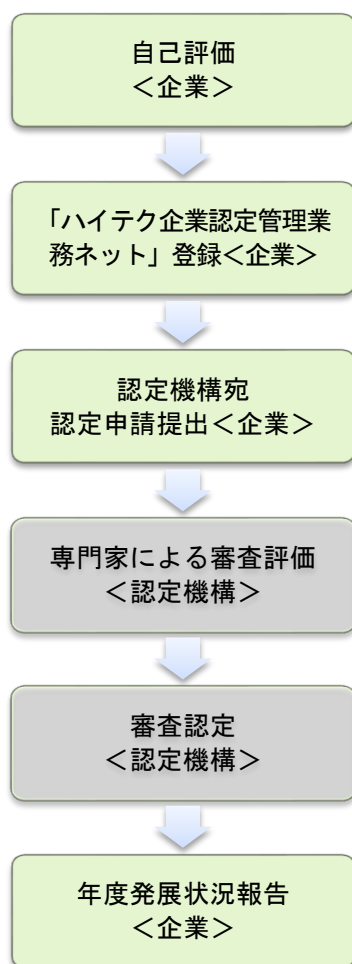
研究開発費用比率	中小企業の研究開発費用比率の引下げ（緩和）		
	<ul style="list-style-type: none"> 直近3会計年度の研究開発費用総額の販売収入総額に占める比率が以下の要求に合致 <table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 直近1年の営業収入 ≤ 5,000 万円 ➢ 比率 ≥ 6% ② 5,000 万円 < 直近1年の営業収入 ≤ 2 億円 ➢ 比率 ≥ 4% ③ 直近1年の営業収入 > 2 億円 ➢ 比率 ≥ 3% </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ① 直近1年の営業収入 ≤ 5,000 万円 ➢ 比率 ≥ 5% ② 5,000 万円 < 直近1年の営業収入 ≤ 2 億円 ➢ 比率 ≥ 4% ③ 直近1年の営業収入 > 2 億円 ➢ 比率 ≥ 3% </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 企業の中国国内における研究開発費用総額/全ての研究開発費用総額 ≥ 60% 	<ul style="list-style-type: none"> ① 直近1年の営業収入 ≤ 5,000 万円 ➢ 比率 ≥ 6% ② 5,000 万円 < 直近1年の営業収入 ≤ 2 億円 ➢ 比率 ≥ 4% ③ 直近1年の営業収入 > 2 億円 ➢ 比率 ≥ 3% 	<ul style="list-style-type: none"> ① 直近1年の営業収入 ≤ 5,000 万円 ➢ 比率 ≥ 5% ② 5,000 万円 < 直近1年の営業収入 ≤ 2 億円 ➢ 比率 ≥ 4% ③ 直近1年の営業収入 > 2 億円 ➢ 比率 ≥ 3%
<ul style="list-style-type: none"> ① 直近1年の営業収入 ≤ 5,000 万円 ➢ 比率 ≥ 6% ② 5,000 万円 < 直近1年の営業収入 ≤ 2 億円 ➢ 比率 ≥ 4% ③ 直近1年の営業収入 > 2 億円 ➢ 比率 ≥ 3% 	<ul style="list-style-type: none"> ① 直近1年の営業収入 ≤ 5,000 万円 ➢ 比率 ≥ 5% ② 5,000 万円 < 直近1年の営業収入 ≤ 2 億円 ➢ 比率 ≥ 4% ③ 直近1年の営業収入 > 2 億円 ➢ 比率 ≥ 3% 		
製品（サービス）収入比率	ハイテク製品（サービス）収入が企業の当年の総収入に占める比率が 60%以上を占める	直近一年のハイテク製品（サービス）収入が企業の同時期の総収入に占める比率が 60%を下回らない	
科学技術人員比率	科学技術人員の従業員総数に占める比率を引下げ		
	<ul style="list-style-type: none"> 大学専科以上の学歴を有する科学技術人員が当年の従業員総数に占める比率が 30%以上であり、そのうち研究開発人員が当年の従業員総数の 10%以上を占める 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の研究開発及び関連技術刷新活動に従事する科学技術人員が企業の当年の従業員総数に占める比率が 10%を下回らない 	
指標評価その他	<ul style="list-style-type: none"> 企業の研究開発の組織管理基準・科学技術成果の転化能力・自主知的財産権の数量・販売及び総資産の成長性等の指標が「ハイテク企業認定管理業務ガイド」の要求に合致する 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の刷新能力評価は、相応の要求に達していなければならない 企業に認定申請前一年以内において重大な安全・品質事故或いは重大な環境違法行為が発生していない 	

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

3. ハイテク企業認定の手順



認定申請時の提出資料

- ① ハイテク企業認定申請書
- ② 企業が法に基づき成立したことを証明する関連の登録・登記証明書
- ③ 知的財産権の関連資料・科学研究プロジェクト設立証明・科学技術成果転化・研究開発の組織管理等の関連資料
- ④ 企業のハイテク製品（サービス）の重要技術及び技術指標・生産認可文書・認証認可及びに関する資質証書・製品品質検査報告等の関連資料
- ⑤ 企業の従業員及び科学技術人員状況の説明資料
- ⑥ 仲介機構による発行を経た企業の直近三会計年度の研究開発費用及び直近一会計年度のハイテク製品（サービス）収入特定項目監査或いは審査評定報告（研究開発活動の説明資料も添付）
- ⑦ 仲介機構の審査評定を経た企業の直近三会計年度の財務会計報告（会計報告表・会計報告付注及び財務状況説明書を含む）
- ⑧ 直近3会計年度の企業所得税の年度納税申告表

- ・「ハイテク企業認定管理業務ネット」において10営業日公示され、異議のない場合は備案の上ネット上で公告
- ・認定機構は申請企業に対して「ハイテク企業証書」を発給（有効期限3年）

- ・ハイテク企業資格取得後、毎年5月末までに「ハイテク企業認定管理業務ネット」で前年度の知的財産権・科学技術人員・研究開発費用・経営収入等の年度発展状況報告表を報告
- ・名称変更或いは認定条件に関わる重大な変化が生じた場合、3ヵ月内に認定機構に報告

以上

SMBC NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北樓16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16樓/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8樓/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区慶春路118号 嘉德広場23樓/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301